

令和8年度第37回あさお福祉まつり参加団体説明会

日時 午前の部 令和8年7月7日(火) 午前10時～
午後の部 令和8年7月6日(月) 午後2時～
夜の部 令和8年7月7日(火) 午後6時30分～

場所 福祉パルあさお 大研修室

目的

区内福祉団体・ボランティアグループ・福祉施設等の活動紹介、作業所製品等の展示・販売、各種福祉体験コーナーの設置等を通じて、区民の福祉についての理解と関心を深めるとともに、地域福祉活動に携わる人の連携を図り、支え合いの地域づくりである「地域包括ケアシステム」構築を推進するため、「あさお福祉まつり」を開催いたします。

1 開催日時 令和8年11月8日(日) 福祉まつり当日(10時～14時)

※同日、片づけ

※前日準備

令和8年11月7日(土)

(概ね午前9時～午後5時 参加する部門により時間が異なります。)

2 共催

麻生区役所、麻生区社会福祉協議会

企画実施 第37回あさお福祉まつり実行委員会

3 参加団体 区内のボランティア団体・当事者団体・施設・福祉関係団体など

4 実施体制

(1) 第37回あさお福祉まつり実行委員会

区民の「協働」と「参画」を基本とし、実行委員が中心となり、事前準備から当日の運営、当年度の反省と次年度に向けての改善検討までを自立的・主体的に行います。

実行委員会は麻生区内の地域住民組織、団体の代表者などで構成しています。

(2) 参加団体の福祉まつりへの協力について

実行委員を中心とし、区民の参加と協働により自立的・主体的な福祉まつりの運営を行いますので、参加団体の積極的なご協力をお願いします。実行委員と参加団体で一緒に福祉まつりをつくり上げていくためのご協力をお願いします。

具体的な役割分担は、今後、各部会で検討していきます。

5 実施内容について

(1) 施設使用範囲について

市民館（大ホール、大会議室、エントランス、視聴覚室、第1～4会議室、児童室
調理室、実習室、和室）

区役所（2階ロビーのみ使用可）

(2) 専門部門について

参加団体多数の場合には、各部門にて抽選を行う場合があります。

① ふれあい部門

○福祉活動の紹介コーナー

参加団体がそれぞれの活動を広く区民に紹介し、活動に対する理解を促進します。
（チラシ配布、パネル展示など）

○ふれあいコーナー

来場者が参加・体験を通じて福祉を身近に感じ、考えるきっかけとなるような体験
コーナーを設けます。（車椅子体験、高齢者疑似体験、手話体験など）

② にぎわい部門

○物品の展示販売コーナー

福祉施設、作業所、団体の自主製品などの展示販売を通じて、活動をPRします。
（手芸品、手作りおもちゃなど）

○飲食などの販売コーナー

お祭りの楽しい雰囲気作りのため、福祉施設や団体による縁日的な出店コーナーを
設けます。（金魚・スーパーボールすくいなど）

③ 演芸部門（演芸大会）

区内の福祉施設、団体が市民館のホールを使用して、踊り、活動動画上映（参加団
体で予め動画を作成）などを発表することを通じて、区民の福祉に対する理解と関心
を高める。（老人いこいの家自主活動団体、当事者団体、福祉施設など）

6 今後のスケジュール

○令和8年7月31日(金) 福祉まつり参加申込書 締切

麻生区社会福祉協議会のホームページの記事からも申し込みできます。

（令和8年7月8日以降 公開予定）



↑区社協 HP

○令和8年8月28日（金）午前10時～ 第2回あさお福祉まつり実行委員会

○第1回 ふれあい部会

令和8年9月14日（月）午後2時～ 場所 福祉パルあさお
会場調整、役割分担 ※参加団体紹介文原稿提出

○第1回 にぎわい部会

令和8年9月3日（木）午後6時～ 場所 福祉パルあさお
食品衛生について、出展内容について、参加留意事項、役割分担
※参加団体紹介文原稿提出

○第1回 演芸部会

令和8年9月2日（水）午後2時～ 場所 福祉パルあさお
舞台配置図配布、出演順の調整、役割分担 ※参加団体紹介文原稿提出

※参加申込希望の部会の日をご予定くださいますようお願いいたします。

参加申込締切後に改めて通知いたします。

○各種申請書の提出

- ・全体 搬入出車両申請書
- ・ふれあい部会 必要機材・物品希望書
- ・にぎわい部会 物品申請書、出店申請書
- ・演芸部会 舞台配置図、司会者コメント用紹介文原稿

○令和8年10月中～下旬 第2回目の各部会の開催

第2回 ふれあい部会	10月20日（火）午前10時～	場所 福祉パルあさお
第2回 にぎわい部会	10月15日（木）午後6時～	場所 福祉パルあさお
第2回 演芸部会	10月14日（水）午後2時～	場所 福祉パルあさお

○令和8年11月上旬 必要に応じて部会を開催

○令和8年11月7日（土）福祉まつり前日準備

○令和8年11月8日（日）福祉まつり当日

7 参加団体の負担について

昨年度に引き続き、人件費や物価高騰でイベント業者に支払う会場設営費が高騰しており、次のとおり参加団体にご負担いただきたくお願いいたします。

(1) 参加団体負担金

1部門につき一律「1,000円」となりますので、ご負担をよろしくお願ひします。
事業費に充てます。納入方法は別途ご案内いたします。(第1回部会通知に同封予定)

(2) 電源(発電機)使用料

事務局で手配しますが、使用料については各団体にご負担いただきます。
※使用料については別途徴収いたします。

(3) プロパンガス使用料

業者との調整の結果、プロパンガスの手配が困難となったため、プロパンガスを使用する団体については安全面に留意いただき、各団体でご用意ください。

(4) 消火器の準備

屋外で不特定多数の人が集合する催しを行う際、火器器具等を使用する場合は消火器の準備が必要です。該当する団体につきましては、各参加団体で必要数をご準備ください。なお、消火器の準備が難しい団体については、事務局で手配しますが、使用料については各団体にご負担いただきます。

※使用料については別途徴収いたします。

(5) 机・椅子使用料

物品や飲食の販売を行う団体については、机・椅子の使用料を各団体にご負担いただきます。ただし、机1台・椅子2脚までは無料(事務局にて用意)といたします。

超過分は事務局で有料手配いたしますが、各団体でお持ち込みいただける場合は、手配・費用ともに不要です。

【使用料】※超過分のみ

机：800円／1台あたり

椅子：200円／1脚あたり

※使用料については別途徴収いたします。

8 備品について

備品は申請可能数に上限があります。詳細は各部会で説明いたします。

(1) ふれあい部門 ※申請方法については、第1回部会にて説明します。

①ついたてパネル、②入れパネル、③フック、④机、⑤いす、⑥電源

(2) にぎわい部門 ※申請方法については、第1回部会にて説明します。

①テント（3坪 267cm×355cm）、②机（180cm×45cm）3本、
③折り畳みパイプいす6脚、④電源

(3) 演芸部門 ※使用希望機材については申込書にお書きください。

①ピアノ、②机、③いす、④譜面台、⑤マイク、⑥マイクスタンド、⑦平台

9 各種の申請・提出書類について

(1) 募金活動 ※10月16日（金）までに申し出てください。

例えば、中央共同募金会が行う災害義援金の募金活動を行うなどの募金活動をする場合、①募金に公益性があること、②趣旨及び募金した金銭の寄付先を来場者に明示することなどを基準に妥当性を判断します。許可なく募金活動を実施することは禁止します。

(2) 参加費及び販売 ※申請方法については、第1回部会にて説明します。

①物品販売を行う場合、バザーは不可とします。また、販売行為は原則としてにぎわい部門のみの取扱いとします。

②来場者から参加費を徴収する催しを実施する場合は実費の範囲内とします。

(3) 個人情報収集 ※10月16日（金）までに申し出てください。

来場者の個人情報を収集する行為をさします。個人情報を収集する場合、必要最小限の範囲でお願いします。また、個人情報を来場者に記入してもらう用紙は、①具体的な記入欄を作ること、②目的以外の使用しない旨が用紙に明記されていることとし、事前にご提出ください。

(4) 搬入出車両申請書 ※申請方法については、第1回部会にて説明します。

提出期限は第2回部会時まで

駐車場については、実行委員会として、前日及び当日に参加団体用の駐車スペースの確保はできません。ただし、当日の荷物・物品搬入・搬出時については事前に申請された団体は、区役所駐車場内に入ることができます。

また、搬入出物の関係で近隣の一般的な駐車場の利用が難しく、大型車両の利用を検討されている団体は事務局までご相談ください。

(5) 参加団体紹介文

提出期限は第1回部会時まで

あさお福祉まつりの当日配布用として、参加団体紹介文を作成します。来場者にとって区内の活動団体を知るきっかけや、ボランティアなどの活動希望者が問合せをし、活動につながるきっかけにもなっています。団体の特徴やPRなどを90字以内でお願いします。紹介文は1団体1枚のみです。

また、今年度から新たな取組として、「私たちの活動の『押しポイント!』」を作成します。まつり当日、団体のブースに掲示しますので、ご協力をお願いいたします。

10 食品販売の取扱いについて ※詳細については第1回にぎわい部会にて説明します。

飲食物の取扱いについては、原則としてにぎわい部門のみとします。また、次の原則を守ってください。

※今年度は、1テントあたりの品目数について特に制限を設けません。

- ・生もの（刺身、すしなど）、生クリーム類は非常に傷みやすいため取り扱わないでください（取扱い可能な品目は別途、保健所で定める内容となります）。
- ・保健所の指導により、原則としてすべての食品は、仕込みを含め当日、調理を行うようにしてください。仕込みが必要な団体は、にぎわい部門にて事前申請の上、市民館調理室を使用してください。 ※飲料類は除く。

(1) 出店概要書

※提出期限は8月7日（金）まで

食品を販売する団体は、出店概要書（食品提供関係）の提出が必要になりますので、ご提出ください。また、販売する際に屋号などを掲げる場合は、営業許可証が必要になりますので合わせてご提出ください。

(2) 飲食物取扱い可能品目について

○現地で食品を簡単な調理加工をして飲食させる品目

- ・ごはん類・・・カレーライス、赤飯
- ・めん類・・・そば、うどん、焼きそば、ラーメン、即席カップめん
- ・菓子類・・・今川焼、たいやき、大判焼、水あめ、綿菓子、カルメ焼き
べっこう飴、あめ細工、果実あめ、焼だんご、焼もち
あんこもち、きなこもち、納豆もち、ドーナツ、クレープ
- ・清涼飲料水・・・ジュース、コーヒー、ココア、紅茶、日本茶
- ・そうざい・・・焼き鳥、お好み焼き、たこ焼、おでん、みそ田楽、煮込豚汁、けんちん汁、いか焼、焼魚、焼貝、焼蒸とうもろこし
きりたんぽ、フライドチキン、ホットドック、アメリカンドック
フライドポテト
- ・その他・・・ところてん、かき氷、フラッペ など

○食品営業施設から仕入れて販売する品目

パン類、菓子類、弁当類、だんご、餅、清涼飲料水、食肉製品、ハードアイス
クリーム類、魚介類加工品、農水産加工品

○その他品目・・・果物、野菜、海藻類、ビン詰、缶詰食品

※食肉、魚介類、牛乳、発酵食品を販売する場合は、営業許可が必要になります。

1 1 その他

(1) 保険について

あさお福祉まつりでは、参加団体及び来場者を対象にイベント保険に加入します。

(2) 記録について

福祉まつりの様子を記録及び広報用として写真を撮らせていただきますので予めご了承ください。

(3) 荒天時の対応について

あさお福祉まつりについては、雨天決行としておりますが、警報等により、開催に大きな影響が考えられる場合には、中止とする場合もあります。

また、荒天等により、参加が難しい場合は、各団体の判断で参加を取りやめていただいても構いません。その場合、参加団体負担金の返金等はお受けできませんので予めご了承ください。

おまつり開催の可否については、麻生区社協 HP、麻生区社協公式 LINE・Instagram で発信します。

